## 鳥取県告示第670号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所	居宅介護事業所の	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	指定年月日
	の所在地	名称	の所在地		
鳥取商事	鳥取市吉方温	デイサービスセン	鳥取市江崎町37	認知症対応型通所介護	平成20年10月1
株式会社	泉一丁目223	ターえざき			日
	-2				

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所	介護予防事業所の	介護予防事業所	介護予防事業の種類	指定年月日
	の所在地	名称	の所在地		
鳥取商事	鳥取市吉方温	デイサービスセン	鳥取市江崎町37	介護予防認知症対応型	平成20年10月1
株式会社	泉一丁目223	ターえざき		通所介護	日
	<b>-</b> 2				